

令和7年度 船木小学校 いじめ防止基本方針

I いじめ問題に対する基本理念

1 目的

本校では、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成への悪影響及び生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるいじめに対して、児童の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、基本理念を定め、学校の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定、ならびにいじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、全職員が共通理解を図り、強固な姿勢でいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

2 いじめの定義 千葉県いじめ防止対策推進条例 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ けんかやふざけ合いであっても被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じているかどうかで、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

船木小児童には以下のようにわかりやすい表現で定義

船木小学校で考える「いじめ」とは、ある人に一方的に、一人または何人かが何度も繰り返したり、隠れてこそこそしたりして行ういやがらせや暴力（言葉の暴力も含む）のことである。そういったことをされた友達が、心や体に苦しみを感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、そういったことをされた友達が、心や体に苦しみを感じていればいじめにあたる場合もあります。

3 基本理念

- （１） この基本方針は、児童が「いじめは絶対に許されない行為である」と認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを目的とし、いじめ防止のための対策を推進するために策定するものです。
- （２） 本校児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができ、自分の個性や良さを発揮できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにします。
- （３） 本校の全児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら「観衆」としてはやしたてたり、「傍観者」としてこれを放置したりすることがないようにするため、いじめ問題に関する児童等の理解を深めていきます。
- （４） いじめ防止に対する対策は、いじめを受けた児童の生命と心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、保護者、地域住民、その他関係者と連携し、いじめの問題を克服することを目指します。

4 いじめの態様や具体的な内容

- (1) 他人の心身を傷つける行為
(冷やかし、悪口、脅し、遊ぶふりをした暴力など)
- (2) 誹謗・中傷・仲間はずれ
- (3) インターネット、SNS等を使っての誹謗・中傷・仲間はずれ
- (4) 金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- (5) 嫌なこと、恥ずかしいことを、危険なことなどをさせられる

5 いじめ防止基本方針の活用について

- (1) いじめ防止基本方針の意義と方針に基づく対応や、組織として一貫した対応のあり方を全職員で確認します。
- (2) いじめ問題への対応に当たり、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行いません。
- (3) 教職員がいじめの情報を得ながら、問題を抱え込み、情報を共有しないことは「いじめ防止対策推進法」の規定に違反し得ることを確認します。
- (4) 学校ホームページへ掲載し、年度始めに児童・保護者に説明します。

II 校内いじめ防止推進委員会（いじめ対策組織）

いじめ防止、早期発見、いじめへの適切な対応をするために以下のように組織し、いじめ防止に努めていきます。

1 組織の構成

	構 成 員	主 な 役 割
子供サポート委員会 (校内いじめ防止推進委員会)	○校長 ○教頭 ○教務 ○生徒指導担当 ○養護教諭 ○スクールカウンセラー (必要に応じて) ○学級担任	○定期的な開催 ○日常的に職員から情報を収集し、共通理解を図る。 ○児童対象アンケートの実施と集約、対応(毎月) (いじめゼロアンケート) ○教育相談の実施(6月・9月・1月) ○校内研修の実施 ○相談窓口の設置・周知 ○人権教育の推進
学校関係者いじめ防止推進委員会 (学校運営協議会)	○学校運営協議会委員 ・PTA会長	○定期的な開催 ○地域での情報を交換・収集し、必要に応じて対策の改善を図る。
拡大いじめ防止推進委員会	○スクールカウンセラー ○学校運営協議会委員 ○船木地区社会福祉協議会会長 ○主任児童委員 ○駐在所警察官	○重大な事態への対応

2 年間計画

月	活 動 内 容	関 連 活 動
4	○第1回校内いじめ防止推進委員会 ・年間計画の確認 ・学校いじめ防止基本方針の見直し ○職員研修 ・学校いじめ防止基本方針の職員共通理解 ○いじめゼロアンケート（1回目） ○いじめ防止推進会議 ○相談箱や相談窓口担当者の周知 ○学校いじめ防止基本方針について保護者会での説明 ○学校いじめ防止基本方針配付（全家庭） ○「SOS の出し方教育」を実施する。	◎千葉県「いじめ防止啓発強化月間」 ○始業式 <u>○みんなでなかよくなるプラン</u> ○相談窓口の設置・周知・掲示物作成 ◇船木地区社会福祉協議会総会
5	○いじめゼロアンケート（2回目）	
6	○教育相談月間（1回目） ○いじめゼロアンケート（3回目） ○モラルアップ研修（いじめ防止）	◎「いのちを大切にするキャンペーン」 <u>◆いのちを大切にする集会</u>
7	○いじめゼロアンケート（4回目） ○第1回学校関係者いじめ防止推進委員会 ○学校運営協議会（予定）	◇旧六中学区青少年健全育成連絡協議会
8		
9	○第2回校内いじめ防止推進委員会 ・相談窓口の状況 <u>（○授業参観（道徳））</u> ○いじめアンケート（5回目） ○教育相談月間（2回目）	<u>（○道徳授業の公開・啓発）</u>
10	○いじめゼロアンケート（6回目）	◎いじめ撲滅キャンペーン ○相談窓口の周知
11	○いじめゼロアンケート（7回目） ○第2回学校関係者いじめ防止推進委員会	○学校運営協議会 <u>◆秋の日の集い</u>
12	○いじめゼロアンケート（8回目） ○第3回校内いじめ防止推進委員会 ・アンケートについて	◎人権週間 ○個別面談 ◇六中学区青少年健全育成連絡協議会 ○学校生活アンケートの実施 ○取組状況を学校評価に位置づけ、 取組の改善を図る

1	○教育相談月間（3回目） ○モラルアップ研修（不適切な言動） ○いじめゼロアンケート（9回目）	
2	○いじめゼロアンケート（10回目） ○第3回学校関係者いじめ防止推進委員会	○スマホ・携帯安全教室（5・6年生） ○学校運営協議会
3	○第4回校内いじめ防止推進委員会 ・今年度の反省と次年度に向けての方策 ○いじめゼロアンケート（11回目）	○6年生を送る集い ○卒業証書授与式 ○修了式
常時活動	○相談窓口（教頭・教育相談担当・セクハラ相談窓口担当） ○教育相談箱（教育相談担当） ○船木地区社会福祉協議会員・保護者等の情報交換 ○職員会議での情報交換と具体的対策	

Ⅲ いじめの未然防止

1 全ての教育活動において実践

- （1） 様々な教育活動を通じ、「いじめは絶対に許されない」ことを児童に理解させ、「いじめを許さない」という姿勢を学校風土につくりあげます。
- （2） 児童自身がいじめの問題について、学び、考え、訴えるような実践的な取組を推進していきます。
- （3） 人権意識に欠けた言葉や暴力は許さないという確固たる姿勢を持って、指導にあたります。
- （4） 児童に、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを教えること（法教育の視点）で、いじめの行為により発生する法的な責任について実例をもとに学習し、いじめに向かわない態度や能力を育成していきます。
- （5） 特に配慮が必要な児童については教職員が個々の特性を理解し、情報を共有し、該当児童のニーズや特性などを踏まえた指導や支援を行います。
〔発達障害、LGBT、外国人児童など〕

2 道徳教育の充実

- （1） 道徳科を中心に、教育活動全体において、互いの人権や命の尊さ、家族愛や友情、思いやりの心情を育てます。
- （2） 道徳科を中心に、「いじめは絶対に許されない行為である」と正しく認識させます。また、道徳映像教材を活用した取組やいじめ問題について「考え、議論する」授業を展開します。

3 体験活動の充実

- （1） 望ましい人間関係の充実を目指し、校外学習や異学年交流などを推進します。
- （2） 教育活動の中に縦割り活動を多く取り入れ、思いやりの心を育てます。

4 授業の充実

- (1) 『生徒指導の機能を生かした授業づくり』（「自己決定の場」、「自己存在感自覚の場」、「共感的人間関係づくり」、「安全・安心な風土の醸成」）をすすめます。
- (2) 「楽しい授業」、「分かる授業」を実施しています。
- (3) 発言や集団への関わりに消極的な児童に対する適切な支援を行い、満足感や達成感、連帯感がもてるようにします。
- (4) 過度な競争意識や勝敗にこだわりすぎるような指導はせず、挑戦したり努力したりした過程を称賛します。
- (5) 体罰の厳禁、また、教職員の不適切な発言は言葉の暴力と捉え、発しません。

5 豊かな人間関係の構築

- (1) 「いのちを大切にするキャンペーン」や「いじめ撲滅キャンペーン」に全校一斉に取り組み、人権や生命、互いの信頼関係について考えさせる機会を設けます。
- (2) 福祉教育の充実を図り、家庭、地域との関わりを大切にした活動の充実を図ります。（秋の日の集い）

6 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- (1) 専門家を講師に招聘しての「スマホ・携帯安全教室」を実施します。（2月）
- (2) 旧六中学区青少年健全育成連絡協議会において、保護者・地域の諸団体の方と、いじめ問題や長期休業中の生活等について情報交換と意見交換を行います。（7月・12月）

7 関係者による情報交換

- (1) 学校関係者いじめ防止推進委員会を定期的に関き、情報交換・情報収集をするとともに、対策の改善等について検討していきます。

8 関係諸機関との連携

- (1) 学校公開日において全学級で道徳授業を展開し、家庭との連携を図ります。
- (2) 地域連携の行事を通して、家庭・地域の方から情報を収集したり、学校から提供したりします。
- (3) 生徒指導関係や教育相談関係の諸機関との連携を密にし、情報を共有していきます。

IV いじめの早期発見について

1 相談体制の整備・情報収集

- (1) いじめゼロアンケートを毎月実施します。結果の些細な点にも着目するようにしていきます。
- (2) 校内に設置してある教育相談箱の活用を呼びかけ、情報を収集します。
- (3) 教育相談月間（6月・9月・1月）を設け、児童と直接対話できる機会を設けます。
- (4) 相談窓口（教頭・教育相談担当・セクハラ相談窓口担当）を設け、定期的に周知（4月・10月）し、いつでも相談できるようにします。
- (5) 保護者との面談を通して家庭での様子を共有し、情報収集に努めます。（7月）

2 家庭、地域の住民への啓発

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」を学校HPへ掲載し、学校のいじめ防止対策について理解と協力が得られるように努めていきます。
- (2) いじめにつながるような児童の変化の特徴を示し、気がかりな点等があったら、学校に連絡、相談するよう啓発活動をしていきます。(連絡窓口；教頭)

3 日常生活の変化を見逃さない

- (1) 授業中・休み時間や諸活動での児童相互の人間関係について観察をし、気づいた点をメモし、保管することにより、情報の共有といじめの早期発見に取り組んでいきます。また、保護者に電話連絡等で積極的に情報共有に努めます。

V いじめの相談、通報について

1 学校におけるいじめの相談、通報窓口

学級担任、人権教育担当、セクハラ相談窓口担当、教頭

※ 相談窓口の周知を繰り返し行います。

2 いじめの「観衆」「傍観者」とならないように、集会や学級活動等の機会に、「はなす勇氣」について具体的に説明し、躊躇なく相談、通報できるようにしていきます。その際、秘密を厳守することを伝えます。

3 いじめに関する情報提供が周囲に知られずにすむよう十分に配慮し、いじめを受けた児童及び助けようとした児童を徹底して守ります。

4 いじめの相談・通報窓口

様々な方法で相談できることを周知します。

・船木小学校 **0 4 7 9 - 3 3 - 0 0 0 4**

・24時間子どもSOSダイヤル（全国共通） **0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0**

・子どもの人権110番（千葉地方法務局内 月～金 8:30～17:15）
0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0

・ヤング・テレホン（千葉県警察少年センター 月～金 9:00～17:00）
0 1 2 0 - 7 8 3 - 4 9 7

・千葉県子どもと親のサポートセンター（24時間） **0 1 2 0 - 4 1 5 - 4 4 6**

・千葉いのちの電話（24時間） **0 4 3 - 2 2 7 - 3 9 0 0**

・ライトハウス ちば
（千葉県子ども・若者総合相談センター 火～日 10:00～17:00）
0 4 3 - 4 2 0 - 8 0 6 6

・チャイルドライン千葉 **0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7**

VI いじめを認知した場合の対応について（対応図参照）

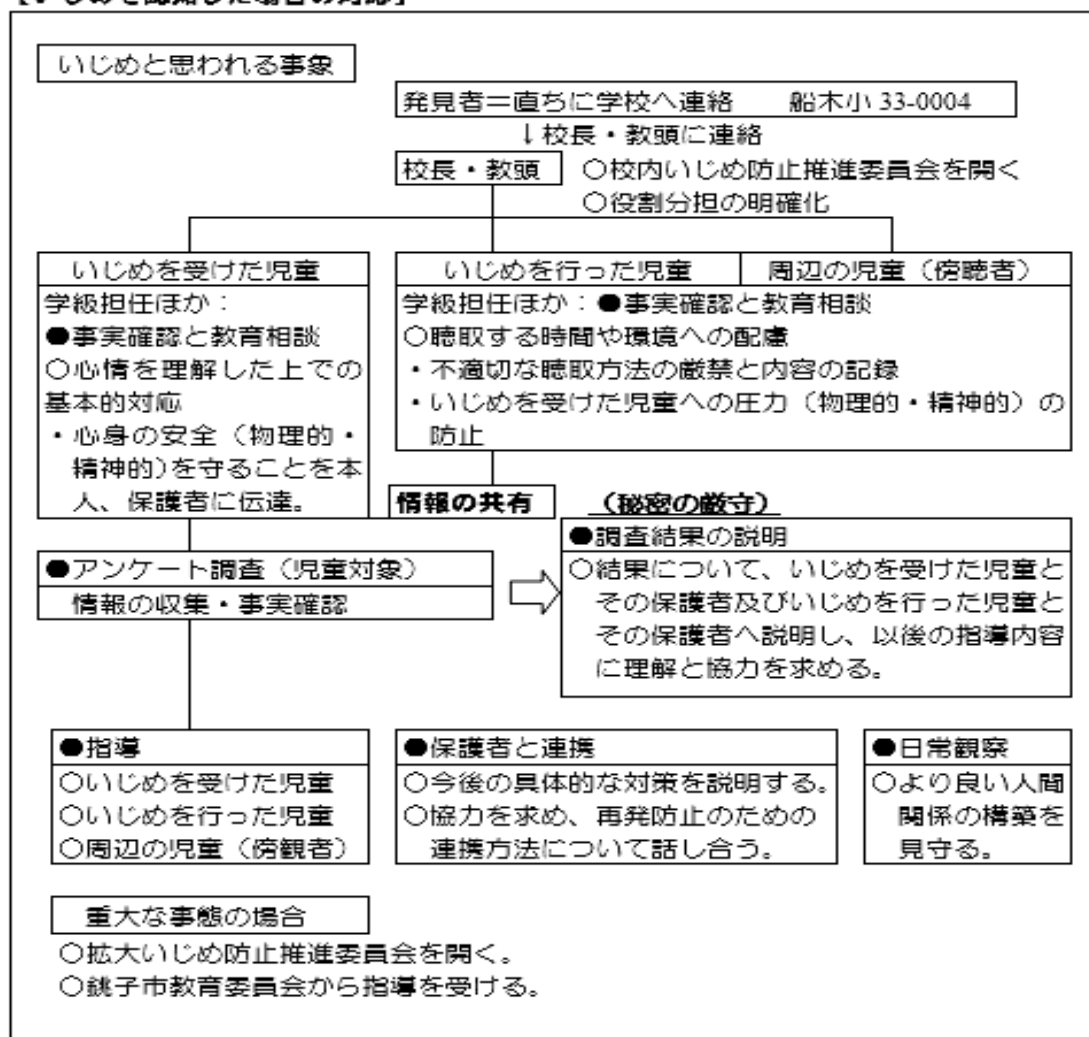
1 早急の報告と対応

- (1) 管理職は、情報共有を行いやすい環境づくりに進んで取り組みます。
- (2) いじめに関する電話や相談を受けた職員は、速やかに校長、教頭に報告をします。いじめ情報を報告共有する義務があることを確認します。
- (3) 該当児童の学級担任は、他の教職員の協力を得ながら、周囲の児童などから速やかに事実確認をします。
- (4) いじめ防止基本方針「いじめを認知した場合の対応」にそって組織で対応します。また、自殺予防・いじめへの対応を最優先させます。
- (5) いじめ対応に係る記録を残し、情報の共有とその蓄積をします。
- (6) 銚子市教育委員会へ速やかに報告します。

2 臨時「校内いじめ防止推進委員会」の開催と対応協議

- (1) いじめの事実が確認された場合は、学級担任はいじめの行為を指摘し、即刻その行為をやめさせます。
- (2) 校長は、臨時「校内いじめ防止推進委員会」を開き、対応について協議します。児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、銚子市教育委員会に報告し、指導を受けます。必要に応じて、銚子警察署へ通報し、適切な支援を求めます。
- (3) 指導体制を整え、対応する職員の役割分担を明確にし、組織的に対応します。

【いじめを認知した場合の対応】



3 いじめを受けた児童への対応

- (1) いじめを受けた児童を徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝えます。
- (2) 担任・養護教諭・生徒指導担当教員、管理職などで役割分担を行い、いじめの正確な実態把握に努めます。その際、他の児童の目にふれないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行います。また、記録は文書として保存します。
- (3) いじめを受けた児童の学習を保証し、必要に応じて別室で学習できるように配慮します。
- (4) 精神的なダメージがある場合には、スクールカウンセラーによるカウンセリングなど、回復する手段を講じていきます。

4 いじめを行った児童への指導

- (1) いじめを行った理由や背景について聴取し、不適切な言動について指導します。その際、他の児童の目にふれないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行います。また記録は文書として保存します。長時間の聞き取り、暴言や威圧等の不適切な聴取は行いません。
- (2) 人間関係改善や信頼を回復するための手立てについて助言します。
- (3) いじめを受けた児童やその情報を提供した児童へ圧力を加えないよう指導します。
- (4) いじめをやめた後の児童の行動を見守り、教師と児童の人間関係を大切にし、保護者と連携しながら、よりよい成長ができるよう支援します。

5 保護者への対応

いじめを受けた児童といじめを行った児童の保護者に、指導の経緯と今後の対応について説明し、理解と協力を得ていきます。

VII 指導について

1 いじめを受けた児童・保護者への対応

- (1) 安心して学校生活が送れるための支援方法について話し合います。
- (2) 精神的なダメージがある場合は、スクールカウンセラーの活用を促します。
- (3) 保護者には、事実と原因や今後の指導について説明します。安心して学校生活を送れるよう、メンタル的なケアについて配慮を要請していきます。
- (4) 複数の相談窓口となる教職員を充てます。

2 いじめを行った児童・保護者への対応

- (1) 「いじめは絶対に許されない」ことをしっかり指導します。
- (2) いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- (3) いじめを受けた児童や、その情報を提供した児童へ圧力を加えないよう指導します。
- (4) 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、学校教育法第35条に基づく出席停止制度を活用したりします。
- (5) 指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、関係機関と連携して対応します。

- (6) 保護者には、事実と原因や今後の指導について説明します。いじめを受けた児童や、その情報を提供した児童へ圧力を加えないよう配慮を要請します。

3 全体指導

- (1) 「いじめは絶対に許されない」ことと「いじめのない環境づくり」について指導をします。
- (2) はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」もいじめに加担する行為であることを理解させます。
- (3) もし、いじめに関わる行為を見かけたり聞いたりした場合は、勇気をもって話すことを指導します。

VIII 重大事態の対処について

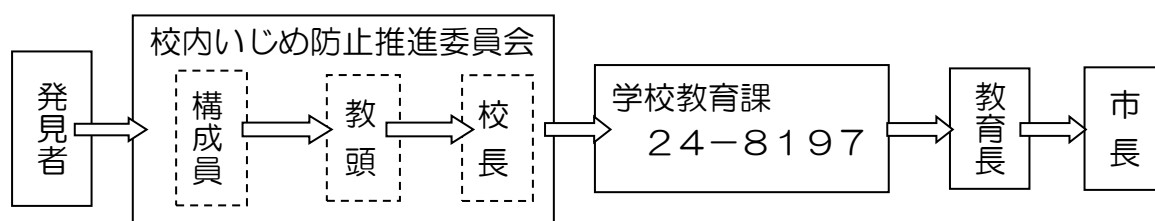
1 重大事態についての基準

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日を目安とする。「いじめ防止のための基本的な方針平成25年文部科学省」より）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。また、児童等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

2 重大事態が発生した場合の対応

(1) 学校内及び教育委員会への報告



※報告順序を示しているが、緊急時には臨機応変に対応する。

※銚子市教育委員会に、重大事態の調査や対応等について助言を求める。

※必要に応じて警察など関係機関に通報し、連携を図る。

※一報後、改めて文章により報告をする。

(2) 学校が調査主体であった場合

銚子市教育委員会が重大事態の調査の主体を判断するが、学校が調査主体であった場合、銚子市教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応にあたる。

- ① 拡大いじめ防止推進委員会の設置
- ・校長は、速やかに学校教職員以外の委員を含めるなど公平性・中立性の確保に努めた構成により、調査組織である「拡大いじめ防止推進委員会」を設置する。
- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめ行為の事実関係を可能な限り明確にするために、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ・これまでに先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。適時・適

切な方法で、経過報告をすることが望ましい。

- ・関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・得られたアンケート結果は、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する。

④ 調査結果を銚子市教育委員会に報告

- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果に添える。

⑤ 調査結果を踏まえ必要な措置

- ・調査結果を踏まえ、必要な措置を迅速に行う。

(3) 銚子市教育委員会が調査主体の場合

市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

IX 公表、点検、評価等について

1 基本方針の公表

「学校いじめ防止基本方針」については、年度初めに学校ホームページへ掲載し、公表します。

2 いじめについての調査

- (1) 「いじめゼロアンケート」を毎月実施していきます。
- (2) アンケート調査などにおいてSOSや情報を出せば、必ず学校が対応することを周知徹底します。
- (3) 年度ごとにいじめに関する調査や分析方法を検討します。

3 取組についての評価

- (1) 学校アンケートの項目にいじめに関する内容を盛り込み、保護者の意見を収集します。
- (2) 年度末に、今年度の取り組みについての評価を教職員から収集します。
- (3) 年度末に、「校内いじめ防止推進委員会」で基本方針の見直しをし、工夫・改善を加えます。

X いじめの解消他

- (1) いじめが解消している状態とは次のとおりです。
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が継続（3カ月を目安）していること
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと※ いじめが再発する可能性があることを踏まえ、注意深く観察します。
- (2) 教職員は、自らの言動が児童等に大きな影響があることを十分に認識して、指導に当たります。

平成26年	4月	策定
平成27年	4月	改定
平成28年	4月	改定
平成29年	4月	改定
平成30年	4月	改定
平成31年	4月	改定
令和 2年	4月	改訂
令和 3年	4月	改訂
令和 4年	4月	改訂
令和 5年	4月	改訂
令和 6年	4月	改訂
令和 7年	4月	改訂